

令和6年3月栃木市教育委員会定例会会議録

令和6年3月栃木市教育委員会定例会を、令和6年3月26日栃木市役所に招集した。

- 1 本委員会の出席者は、次のとおり
青木 千津子教育長 後藤 正人職務代理 福島 鉄典委員 西脇 はるみ委員
大塚 裕子委員 舘野 知美委員 林 慶仁委員

- 2 本委員会の欠席委員は、無し

- 3 本委員会に出席を求められた職員は、次のとおり

教 育 次 長	金 井 武 彦
参事兼教育総務課長	佐 藤 義 美
学 校 教 育 課 主 幹	宮 堀 純 也
学 校 教 育 課 主 幹	古 橋 奈 美
生 涯 学 習 課 長	黒 川 幸 咲
文 化 課 長	奈 良 部 満
美 術 ・ 文 学 館 課 長	加 茂 浩 史

- 4 本委員会の署名委員は、次のとおり
福島 鉄典委員

- 5 本委員会の書記は、次のとおり
教育総務課 石川 佳代

- 6 本委員会の会議案件は、次のとおり

日程第1 会議録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 議事

協議第3号 栃木市図書館条例の一部を改正する条例の制定について

協議第4号 栃木市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 小規模特認校制度の適用方針について

議案第4号 「栃木市版部活動の地域移行」基本方針の策定について

議案第5号 栃木市図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第6号 非常勤講師の処分に係る臨時代理について

日程第4 その他

《会 議》

教 育 長 — 午前9時30分定例会の開会を宣し、出席委員、出席を求められた職員、署名委員、書記及び会議案件を報告する。 —

教 育 長 日程第1 会議録の承認についてでございます。2月定例教育委員会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆様へに配付したとおりでございます。ご質問ご意見等はございますでしょうか。

— なしの声 —

教 育 長 それでは、会議録への署名をお願いいたします。

教 育 長 次に、日程第2 教育長報告でございます。

— 2月内外教育の資料に基づき説明 —

◇心に残った記事について

1 上智大学総合人間科学部教育学科教授 奈須正裕さんの記事

・子供のための授業づくり “探求が切り開く日本の未来”について

2 大阪大学名誉教授 小野田正利さんのコラム

・普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて

「で、これから君はどうしたい？」と聞く、から

‘子どもたちの問題に引き戻す’について

教 育 長 私からの報告は以上でございます。ご質問等ございましたらお願いします。

— 質問なし —

教 育 長 次に、日程第3 議事に入ります。協議第3号 栃木市図書館条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。生涯学習課長より説明をお願いします。

生涯学習課長 [説明要旨]

栃木市都賀図書館を移転するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市図書館条例の一部を改正する旨説明。

教 育 長 協議第3号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、協議第3号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 協議第3号については、異議なきものと認めます。

次に、協議第4号 栃木市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。文化課長より説明をお願いします。

文化課長 [説明要旨]

栃木市都賀歴史民俗資料館は、考古資料、民俗資料等の展示を行うため、栃木市都賀図書館内に設置し、来館者の対応を同図書館の職員が行っているが、来館者が少ない状況であること、都賀地域の総合支所、公民館及び図書館の機能を集約した複合施設を整備し同図書館を移転すること、並びに同複合施設内の展示スペースを活用して定期的に資料の展示を行うことで、効率的かつ効果的に市民が地域の歴史に触れる機会を設けることができることから、栃木市都賀歴史民俗資料館を廃止するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例を制定する旨説明。

教 育 長 協議第4号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、協議第4号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 協議第4号については、異議なきものと認めます。次に、議案第3号小規模特認校制度の適用方針について、を議題といたします。教育総務課長より説明をお願いいたします。

教育総務課長 [説明要旨]

小規模特認校制度の適用についての評価は、大宮南小学校においては3年毎に実施することとしており、本年度がその年度であるとともに、国府南小学校においては毎年実施する旨説明。

教 育 長 それでは、議案第3号について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

福 島 委 員 実際この制度を利用して入ってくる生徒数は、大宮南小は多くても5名、国府南小は16名と多いということで、大宮南小と国府南小で距離的には近いですが、その中で、国府南小を選ぶ子どもがいる、あるいは大宮南小を選ぶ子どもがいる、その違いはどこから来るのか、というのがまず1点目です。2点目は、大宮南小の資料を読んで水辺の活動というところで、子どもたちが自然に親しむというところがあるのですが、この活動の内容が実際どのぐらいの時間で、どう実施しているのか、先ほど冒頭に教育長が言っていたように、探究学習、子どもたちが自発的に活動しているのか、あるいは先生方がこういったものを見つけなさいとか、あるいはこういった活動をしなさいというふうに指導して活動しているのか、その辺のところを教えてください。3点目は、国府南小はPTAであったり、いろんな活動が盛んで、これだけのことをやっている学校というのは、他にはないと思うんですね。実際に今年度は、例えば6月はたくさんの活動をしていて、保護者の協力もあると思うのですが、そういったときに、先生方の不安や不満など、そういったものがないのか、あるいは子どもたちの授業の環境はどうなっているのか、そういった負担感が実際ないかなど、活動は素晴らしいし、よくここまでやるなというふうに思うんですけども、現実問題として、こういった感情というか、こういった方法をとっているかなど、教えていただければと思います。

教育総務課長 まず1点目ですが、大宮南小と国府南小の距離が近いので、それぞれ選ぶ理由として学校から聞いている話ですと、保護者が送迎する関係上、通勤経路になるか、ならないかというのが1番大きな要因になっているようです。また、どちらかとなった場合には、国府南小の方が活発な活動をしているというようなところで、国府南小を選んでいるというのが現状なのかというふうに感じています。2点目の水辺の活動は、自然探索ということで子ども達も楽しく行っているようなので、自分たちで発見しながら学ぶということを中心にやっているような活動だと聞いておりますが、また次回、実際に見に行っている者もいますので担当者から報告させていただきます。

福 島 委 員 なぜそんなことを聞いたかという、先日ある田舎に行きまして、そこで子ども

たちを自由に遊ばせているような教育をしているところがあって、すごくいいなと思って、やはり子どもたちで自由にやると自分の考えで活動していて、ある子は木登りをして、ある子は木の実を集めたり川で遊んだり、要するに自分がやりたいことをする、そういった活動は非常にいいなと思ったものですから、自由に活動しているのか聞きたかったというところですよ。

教 育 長

もしかしたら水辺の活動は、まだ探求とまではいっていないのかもしれませんが子ども、体験という意味では、非常にいい体験活動ができているかと思います。詳細は、また次回紹介できればと思います。

教育総務課長

3点目の活動関係につきましては、準備等は基本的に地域住民の方々全てが全てやってくれるということで、学校の先生方が準備などで時間を使うようなことがないので、活動の時間に来て協力していただけるという体制はできているということで聞いています。活動で授業の時間数に影響が出るということは間違いなくないように授業時間は確保されていると思いますので、きちんと1年間で学ぶ教育日程は確保しながら活動しているということであります。周りの方々にも本当に協力いただいている、今年は101名の推進委員の方に各分野にわかれて、こういった活動を行っていくかなど、アイデアを出しながら活動しているので、こういった数多くの行事、活動ができているのではないかと思います。

福 島 委 員

なぜ聞いたかという、国府南小の運動会に参加させてもらって、校長先生が、実はこの小規模校というのは先生は意外に大変なんだというような話をしていたので、それ以上にこういう活動が負担になってしまうと大変かと思って、聞きました。

教 育 長

私が国府南小の校長先生と話したときのことなのですが、このコミュニティ・スクール推進委員の方が100名近いですよ。小学生から80代までという年齢層で、それぞれの催し物にそれぞれの特技などを発揮できるように、メンバーの方々が自発的に活動してくれるということで、先生たちが負担というのは、そんなに感じてはいないのではないかと思います。非常にやる気があるメンバーの方々に、10代から80代までというのはすごいなと思います。やはり授業については、教育課程の中で管理されていますから、多分これは総合的な学習の時間であったり特別活動であったりというところで実施し、実際の授業時間は満たしているのかと思います。国語や算数などを減らしているわけではないと思います。他にいかがでしょうか。

後 藤 委 員

先ほどの説明を聞いてよくわかったのですが、魔女の宅急便の作家である角野栄子さんの話を思い浮かべるのですが、今の子どもたちは問題解決、あるいは探究活動が形になっていて、これをやれば探究活動、これをやれば問題解決的学習というふうな形になってしまうことに警鐘を促していたんですね。それは子どもたちが本当に自ら探求したりというのは、やはり好奇心、それから、あれをやりたい、これをやりたい、どうしてこうなったのかなという、その子供の素朴な疑問がベースにあって初めて探究活動が成立するんだということで、今の学校教育というのはここが全体的にないわけですよ。学校教育というのは、今詰め込み教育とは言わないんですけど、かと言ってゆとり教育とも言っていないんですが、やはり子どもたちがやる事が多すぎて、なかなかその素朴な疑問だとか好奇心というの

が出せにくくなってきているというふうなことを、だいぶ前に話をされていたことを思い出しました。それで国府南小学校の実際の活動事例を見ると、やはり子どもたちや先生方の意気込みが、ひしひしと伝わってきて、これは子どもにとってみれば面白いなど。私は低学年の活動を中心に見たのですが、多分これ以外にもたくさん活動があると思うんですよ。多分代表的なものが記載されているだけで、他の学校もこういった活動は大体行っているんですね。ですからそういった意味で、素晴らしい取り組みなので、早く子どもたちそして保護者に伝わっていただければ良いと思います。質問は、小規模特認制度を継続するかどうかについては、今後の制度利用の状況や教育活動に注視しながら、継続の検討を定期的に行っているというふうに評価のところで話をされましたが、私も全く同感です。それに当たって、制度適用のための判定があるわけですが、例えば評価基準というか、ガイドラインのようなものというのは、あるのでしょうか？

教育総務課

明確な基準、ガイドラインのようなものは作っていません。評価するにあたって、1つは複式学級を解消できる人数となっているかということと、もう1つは今もいくつか話をしたように、教育活動として、小規模学校の特性を活かして他地域からも来たいというような、そういった学校の運営活動ができているかと、そういう点から見て判断をしています。

教 育 長

他にいかがでしょうか。

— 質問なし —

教 育 長

それでは、議案第3号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

異議なきものと認め、議案第3号について、可決いたします。

次に、議案第4号「栃木市版部活動の地域移行」基本方針の策定について、を議題といたします。教育総務課長より説明をお願いいたします。

教育総務課長

〔説明要旨〕

少子化の進展や教職員の業務負担の増加により困難化している学校部活動の課題解消を図るとともに、子どもたちの豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するにあたり、部活動の地域移行を円滑に進めるために、「栃木市版部活動の地域移行」基本方針を定める旨説明。

教 育 長

議案第4号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

福 島 委 員

これは非常に大きな問題だと思っています。特に中学生にとって、この時期は部活動が絡むので、先生の異動が気になるという意見をすごく聞きます。そのぐらい中学生にとっての活動は非常に重要なことだと思ったので、将来的には地域に全面的に移していきたいという希望があるにしても、なかなか現状はすぐにはできないという中で、その会議をこれだけのメンバーが地域のクラブの方も入って、これだけの会議を重ねてきた中で、1番聞きたいのが令和7年度からということですけども、兼職兼業についてです。要するに先生方が入ってくるということを見据えたときに、確かにアンケートを取っても半分近くの先生が、あまり指導したくないというようなことがあるんで、やはり先生方の半分以下、本当に熱心な先生というのは少ないかなというふうに思いますけれども、やはり兼職兼業と

いうことに、先生本人の意思を尊重したというふうにありますけど、実際に運営していく中で、やはり保護者からも先生に入ってほしいとか、そういった要望があると先生によっては何とかしなくては、と思って本当はきついなと思いつつも入ってしまったたり、というのが現実問題として起こってくると思います。そのときはやはり教育委員会などが壁になって、基本的には先生は兼職兼業は無しといった方針を作ってもいいのかと思います。それでもやりたい場合は、考えましょうというような交渉をした方がいいのかと私は個人的に思います。地域のスポーツクラブ、地域交流について、この会議の中でこの兼職兼業についてどう思っていたのか、逆に当てにしてぜひ来てもらいたいんだと思っているのか、それともそうではなくて自分たちだけで何とか指導者を確保します、というスタンスでいるのか、その辺を聞きたいです。

教育総務課長

指導者の確保ということが1番大きな問題です。来年度、令和6年度に向けてスポーツ協会等々にも協力いただきたいということで、再三説明してきたところですが、なかなか趣味としてやっているという方が多い状況で、子どもたちに指導するというのも今まで経験したことがないので指導者を受けていただけなかったというのが現状です。そういったところで地域のスポーツクラブでは、学校の先生方を指導者としていただけるとありがたいという希望があります。教育委員会としても、先生本人の希望があれば、教員は兼職兼業というのは制度としては認められていますが、部活をするために時間外が過労死ラインの月80時間を超えてはいけませんので、原則は月45時間以内で収まる内容ということで、県でも示しています。月80時間を超えるような勤務体制は県が認めない、というような時間外についての1つの基準がありますので、そういった運用をしていきたいと考えています。

福島委員

なかなか難しいですね。どうしても先生は頑張ってしまうので、なんとかしていただければと思います。

教育長

今まで引き受けてやってきたというのがあるので、なかなか急には難しいとは思いますが、その辺の意思転換をしていかないと思います。教育委員会としてリーダーシップをとっていききたいと思います。

後藤委員

地域移行について基本的には賛成なのですが、ただ地域の方々が現場の先生方に対してのニーズ感というのが非常に高いと思うんです。今働き方改革が国の制度として推進されている中で、私も実際に経験があるのですが、私がいたところではブラスバンドが非常にうまくて、市内の競技会で代々金メダルをもらったりしています。それが影響して、町内会の夏祭りや秋祭りには必ず行って披露するというのが習わしになっているんです。指導している先生は1人だったのですが、やはり体力的にも精神的にも、かなりギブアップに近い状態になりまして、それが最終的にあつてはならない、授業にしわ寄せがきてしまって、これではまずいということで、そのブラスバンドについては、一部地域移行にしました。その先生は直接関わらないということで、地域に楽器が好きな市民の方もたくさんいますので、そういう方々でやるということで、子どもの中には競技会で入賞したいと思っている生徒もいるし、まだ1度もトランペットを吹いたことないけど、何となく吹いてみたいなという、同好会的な感覚で、音楽あるいはスポーツに参加するといった、多様な理由で部活

をする子どもがいると思うんです。そういう多様性のことを考えたときに、やはり地域移行をしてその地域の方々がイニシアチブ(主導権)をとったときに、どの程度のレベルまで運営していくのかというのは非常に大きいと思うんです。先ほど資料を見たとき、先生方の半数以上は指導の負担感が大きいと言っているわけです。気持ち的にわかります。趣味の域を越えています。先生としては夢中になってしまいますよね。これは子どもにとっても保護者にとってもありがたいのですが、そこから脱落してしまう生徒も実はいるんですね。そういったことで、この兼職兼業というのは、学校から見たときにこれは地域移行にする業務ではないのかと思いました。地域移行した場合には、令和8年度までは国の補助金を使ってできるということですが、令和8年度以降は今検討中ですよ。つまり、いずれ保護者負担になるということで、今は学校の行事は無料なんですよ。その無料という認識が保護者に非常に強く残っているので、スポーツ・文化芸術は無料という感覚ですね。そういう中で令和8年度以降、地域移行したときに、実費や怪我をしたときの保険料をいただきますと言ったときに、どういうふうな状況が現れるかということも、ある程度想定しておかないといけないかと思います。なかなか地域移行は、そんなに簡単なことではないのではないかと、やはり教員の果たすべき役割はたった1つで、授業の充実だと思っています。そこに教員としての幸せがあるように思うので、市民の方々の意識を少し変えていただくということになると思います。地域移行になったからといってまだ先生を求めてしまうということではなく、地域の方々がみんな育てようというといったように、何か変えていこうとする、そういう広報活動も必要なのかと思いました。

教育総務課長

そのようなご指摘も委員の方々からいただいているところです。先生方が携わらなくてもできるような体制作りをしていきたいと考えています。なかなか平日までとなると、指導していただける方を探すことが本当に難しい状況でまだまだ時間がかかることだと考えています。それと、競技性を求めるところと趣味的に行いたいところが出てくるかと思っています。その点につきましては、競技性を求める方は民間のクラブなどがありますので、各自選んでいただくということになります。趣味的に体力作りや文化的な活動を体験してみたいといった子どもたちの場合は保障していくべきかと思っていますので、そういったところは自治体が、きちんと場を作っていかなければいけないのではないかと、将来的には公民館の講座などでフォローしていくようになっていくのではないかと考えています。そういったところを見すえながら今後の対応をしていきたいと思っています。

林 委 員

地域移行の地域とは、コミュニティ・スクールで作っているブロックのように区分けしてそれを地域と捉えるのか、それとも栃木市全体を地域と捉えるのでしょうか。現段階としては部活動の地域移行ということですので、中学校区単位ぐらいでの地域と考えています。合同練習なども、近隣での合同練習という形での地域というような捉え方で、今のところは考えています。ただ将来的には、先ほど言った民間のクラブなどのレベルになると各個人の判断になるので、そういった競技性を求めるというところでは近隣を超えてくる場所も出てくると思います。ただ趣味や体力作りといった、個人的な子どもたちの健全育成の機会を確保するというところについては、公民館レベルでの地域というふうに考えています。

教育総務課長

林 委 員 全ての部活数、民間のクラブを確保するという意識で考えているのでしょうか。
教育総務課長 全ての部活を民間でということではなく、部活の地域移行は今のところ学校に指導者を派遣するような形で考えています。活動は学校がメインになります。一方でチームができないところは休日は合同でなど、また平日でも保護者の方が送っていただけるとのことであれば、拠点校というような形にして、他の中学校からも集まってきて、そこで平日も部活動ができるような方法も、実際、現在もやっているところがあるので、そういった方法も取り入れていながら、地域に移行していくということで考えています。

教 育 長 いくつかバリエーションを考えているということですね。
教育総務課長 はい。
教 育 長 他にいかがでしょうか。
— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第4号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。
— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第4号について、可決いたします。
次に、議案第5号 栃木市図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。生涯学習課長より説明をお願いします。

生涯学習課長 [説明要旨]
栃木市図書館条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する旨説明。

教 育 長 議案第5号について、ご質問等ございましたらお願いいたします。
館 野 委 員 都賀図書館が移動するにあたって、取り扱う本の冊数がどれぐらい変化していくのかというところを教えてくださいたいです。

生涯学習課長 現在、都賀図書館では7万冊程度の図書がありますが、新しい図書館になると2万冊から2万5000冊くらいを貸出しようと思います。他の図書館からの貸出しもできますので、通常通り利用できると思います。

教 育 長 常に置いてある図書の数は減るけれども、借りられる図書の数は同じであるということによろしいでしょうか？

生涯教育課長 はい。
館 野 委 員 栃木市内の全体の図書の量も減るといえることでしょうか。
生涯学習課長 2万冊から2万5000冊を貸出ししようと思っていますが、旧図書館は閉架書庫ということで本を残しておきますので、リストの中で、こういう本が見たいと言えば、閉架書庫から持ってきたり他の図書館から借りることができます。

館 野 委 員 わかりました。ありがとうございます。
教 育 長 サービスが低下しないように努力するということによろしいでしょうか？
生涯学習課長 はい。
教 育 長 他にいかがでしょうか。
— なし —

教 育 長 それでは、議案第5号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでし

ようか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第5号について、可決いたします。

ここで、追加議案についてお諮りいたします。

昨日、栃木県教育委員会の記者会見が行われ、栃木市立小学校の非常勤講師に係わる案件がありました。当該職員処分に関し、県教育委員会への内申の日程に暇がなかったため、教育長の臨時代理として、処理させていただきました。この件について、議案を提出させていただいてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、議案第6号 非常勤講師の処分に係る臨時代理について、を議題といたします。

はじめに、秘密会についてお諮りいたします。本件の審議については、職員の人事に関する案件の審議のため、栃木市教育委員会会議規則第16条ただし書に基づく秘密会にいたしたいと思っております。これに賛成の委員は挙手をお願いします。

— 全員挙手 —

教 育 長 全員「賛成」でありますので、議案第6号につきましては秘密会とさせていただきます。

《 秘密会 》

教 育 長 異議なきものと認め、議案第6号について、可決いたします。

次に、日程第4 その他 に入ります。令和6年3月議会における教育委員会に関する一般質問の答弁概要について、教育次長より説明をお願いします。

教 育 次 長 — 令和6年3月議会 教育委員会に関する一般質問の答弁概要に基づき説明 —

教 育 長 本件について、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

— なし —

教 育 長 ありがとうございます。次に運動会の臨席について及び不登校の現状について、学校教育課主幹より説明をお願いします。

学校教育課主幹 [本市の不登校児童生徒数の推移について資料に基づき説明]

教 育 長 何かご質問等ございましたらお願いいたします。

福 島 委 員 今日の下野新聞に不登校の件が載っていたと思うんですけど、やはり非常に不登校が増えていて、その中で子供が思っている理由と先生が理解している理由の乖離というか、ものすごい差があるという記事が載っていましたが、やはりその中で保健室の役割って非常に大きいと思います。エキスパート教職員として保健の先生が表彰されたのが非常に多かったのも、やはり先生にも言えないことを保健の先生になら話せるという環境があるというのは子供たちにとって救いだと思っておりますので、その辺を充実させていくのが非常に大事なのかなと改めて思いました。

教 育 長 担任だけでなく、いろんな立場の先生が悩みを聞いてあげられるようになるということですかですね。

福 島 委 員 はい。

教 育 長 他にいかがでしょうか。

館野委員 年間30日以上来れなかったと言っても、少し学校に足を運んでプリントをもらうなど、学校には足を踏み入れているけれども、実際に通えていない子どもが意外にたくさんいるのかと思うと、本当に一部分であって、私達が思う以上に不登校の人数が多いのかと感じていて、保護者の集いは、そこからたくさん救われた方がいると思うので、本当に学び方の多様性というの、これから考えていかなければ、数字からも見受けられて難しいと思いました。

後藤委員 この不登校の問題は、高等学校、それから高等教育の大学にも実は身近な問題としてあります。やはり生徒の相談の窓口というのはこの学校も設置されています。ところがそこに行きたくない、担任の先生にも言えないというふうなこともあって、非常に難しさがあります。なおかつ、守秘義務としてそこに非常に慎重にならなくてはいけない、どこまでその情報が共有できるのか、つまり極端なことを言えば指導の共有化を図らなければ、その子どもの健やかな成長というのはなかなか図れないです。一部の先生だけ知っていても、まずいのかなと思います。不登校というのは、やはり窓口はたくさんあっていいと、私は個人的には思っています。そこには我々、それに関わる側としての守秘義務とか、プライバシー等、そういうことに関してより敏感にならなくてはいけないのではないかと思います。本当にこれは簡単な問題ではないと思います。というのは、箱物は結構できているのでそれはそれでいいと思うのですが、その中身についてこれからどうしていくのかということが、各学校の現実的な問題ではないかなというふうに思います。

教育長 他にいかがですか。

— なし —

教育長 色々なご意見いただきました。今後に活かしていきたいと思います。ありがとうございます。

学校教育課主幹

〔令和6年度 運動会の臨席について説明〕

後日、学校教育課より送付されるメールへ運動会の出席可能な日を回答していただき、それをもとに計画を作成する旨説明。

教育長 何かご質問等ございましたらお願いいたします。

— なし —

教育長 ありがとうございます。次に令和6年度美術館・文学館のスケジュールについて、美術館・文学館課長より説明をお願いします。

美術館・文学館課長

〔令和6年度美術館・文学館のスケジュールについて資料に基づき説明〕

教育長 何かご質問等ございましたらお願いいたします。

— なし —

教育長 ありがとうございます。ここで令和6年4月1日付け人事異動について、教育総務課長より説明をお願いします。

教育総務課長

〔令和6年度の教育委員会事務局職員の人事異動について説明〕

教育長 ありがとうございます。以上で、本日の案件はすべて終了いたしました。委員の皆様から何かございますか。

— なし —

教育長 ありがとうございます。それでは、これもちまして本日の定例教育委員会を

閉会といたします。

—— 午前11時43分委員会の閉会を宣言した。——

令和6年3月26日

教 育 長

署名委員